

経営情報学会代議員予定者選出の告示

「経営情報学会 法人移行時の代議員予定者選出規程」により、次の要領で学会代議員予定者選出を行うことを告示する。

2010年11月12日（金）

経営情報学会 代議員予定者選出管理委員会

委員長 森田正隆

代議員予定者 50名の選出を行う。代議員の任期は、法人設立後に開催される第1回設立時社員総会での承認時から2013年3月31日までである。

1. 代議員予定者の数 50名は、11月6日の臨時総会で決定した上記規程に基づくものである。
2. 次の要領で代議員予定者候補者を選出する。
 - (1) 入会后3年以上を経過し、当該年度までの会費を納付している正会員と名誉会員に無作為で番号を割り振る。無作為の方法は選出管理委員会で決定する。
 - (2) 全員に候補者となることの諾否を問う通知を送付する。
 - (3) 候補者となることを了承したものの中から、役員予定者の候補者となっているものを除いた上で、番号が若い順番に50名を選び候補者とする。
3. 次の要領で不信任投票をおこない、代議員予定者を選出する。
 - (1) 50名の代議員予定者候補者の氏名と所属が一覧記載された投票用紙を正会員および名誉会員に1部ずつ送付する。
 - (2) 正会員および名誉会員は、不信任とする候補者の欄に×印をつけて期日までに投票をおこなう。
 - (3) 不信任の票数が有効投票数の半数以下のものを代議員予定者に出されたものとする。
4. 選出日程は次の通りである。

2010年11月12日（金）	上記2.（1）の条件を満たす対象者全員に通知書発送
2010年12月17日（金）	候補者承諾書締切り（当日必着）
2011年2月7日（月）	不信任投票用紙等 発送予定
2011年2月24日（木）	投票締切り（当日必着）

以上

なお、法人設立後の新定款抜粋（代議員に関連する部分）および法人移行時の代議員予定者選出規程は別紙の通りである。

新定款抜粋(代議員に関連する部分)

第6条(種別)

本会の会員は以下の4種とする。

- (1) 正会員：経営情報に関する研究あるいは実践に関心のある者で、所定の入会手続を済ませた者。
 - (2) 学生会員：経営情報に関する研究に関心をもつ大学院院生、学部学生、またはこれに準ずる者で、所定の入会手続を済ませた者。
 - (3) 賛助会員：本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、または団体で、所定の入会手続を済ませた者。
 - (4) 名誉会員：経営情報に関する領域で著しい業績をあげかつ本法人に対する貢献度の高い者で、理事会の推薦に基づき、社員総会の承認を経た者。
2. 正会員の中から40名以上120名以下の代議員を選出し、この代議員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は社員総会において定める。
 4. 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事および理事会は、代議員を選出することはできない。
 5. 第3項の代議員選挙は、1年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選挙後に始まる事業年度から2ヶ年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(一般法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(一般法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
 6. 代議員の員数を欠くこととなるとき、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
 7. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 8. 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 一般法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 一般法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 一般法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 一般法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

経営情報学会 法人移行時の代議員予定者選出規程

[総則]

第1条 本規程は、2011年度に予定されている一般社団法人（以下、「法人」という。）への移行時の代議員予定者の選出について定める。

第2条 本規程に従って選出された代議員予定者は、設立時社員による社員総会での選任を経ることで法人の代議員となる。

第3条 この規程に定めのない事項については、代議員予定者選出管理委員会の決定による。

第4条 理事会は、原則として2010年11月に、代議員予定者の選出のために正会員5名以上をもって代議員予定者選出管理委員会を組織する。

第5条 代議員予定者の選出は、原則として2011年2月に行う。

[候補者の選出]

第6条 候補者は、入会后3年以上を経過し、当該年度までの会費を納付している正会員と名誉会員から無作為抽出によって50名を選出する。

2 ただし、役員予定者の候補者は除く。

3 候補者には候補者となることの通知を行い、了承を得る。

4 了承の得られない候補者のあった場合、本条に規定する基準で補充する。

第7条 代議員予定者の選出は、第6条で選出された候補者の不信任投票によって行う。

[投票用紙]

第8条 投票用紙には、候補者の名前を五十音別に配列記載する。

第9条 投票用紙は、正会員および名誉会員に1部ずつ送付する。

[投票]

第10条 投票は、無記名とする。

第11条 正会員および名誉会員は、指定する期日までに投票を行なう。

第12条 代議員予定者選出管理委員会は、前条による投票用紙を開票・整理・保管する。

[無効投票]

第13条 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 指定の期日を越えて到着したもの。

(3) 記入の確認が困難なもの。

第14条 投票に疑義のあるものについては、代議員予定者選出管理委員会が判定する。

[選出]

第15条 不信任の票数が有効投票数の半数以下のものを代議員予定者に選出されたものとする。

[会員への報告]

第 16 条 代議員予定者選出管理委員会は、開票結果を速やかに会員に報告しなければならない。

[規程の変更]

第 17 条 本規程の改廃は理事会及び総会の議を経る。